

公益社団法人宗像市シルバー人材センター

令和2年度 事業計画

センターの事業運営の方針を定めた第二次経営計画（計画期間3年）は昨年度で完了しました。目標の内、就労人員、契約額は増加したものの、会員数は維持にとどまる結果となり、就業は拡大するも、定年延長の定着や継続する人手不足の雇用情勢等、様々な要因で会員の増加につながりません。

このことから、本年度は会員確保を最重要目標とした新たな経営計画を策定し、取り組むとともに、会員による「一人一会員入会」活動も積極的に展開します。

昨年度の事業実績は引き続き、後退する結果となりました。このため、その要因の検証を行い、収支改善対策に取り組みます。併せて職員を効果的に配置することで、その進捗を図ります。

昨年度の事故は15件発生しました。平成28年度に14件と多発したことから、安全対策を徹底して各会員が取り組んだ結果、一昨年は4件まで減少しました。

しかし、再び事故が多発したことから、本年度はやむを得ず、罰則を盛り込んだ安全就業計画を定めて適用します。会員の安全就業はセンター運営の根幹です。「安全は何よりも優先する。」を合言葉に、「事故ゼロ」に取り組めます。

受託事業において、急激に増加する家事援助事業は、市内高齢者の生活支援事業の受け皿として位置付けられており、昨年度は受注件数、契約額ともに、事業が本格化した3年前から倍増する結果となりました。このため、昨年度も女性会員確保を強化したものの、従事する会員は、依然として増えておらず、会員は掛け持ちをせざるを得ない状況になっています。

本年度も利用者の増加が見込まれることから、更なる会員確保に取り組めます。

次に赤間駅指定管理事業は、昨年度も利用者の減少で料金収入は減少しました。

このことから、今年度も駐車利用券の販路拡大による売上の増加と併せて、運営経費削減の徹底で収支の改善を図ります。

最後に派遣事業は昨年度に引き続き、順調に増加しています。国の働き方改革関連法の施行に伴い、事業主に派遣会員への処遇改善が義務づけられました。

今後、更に安定した事業を展開するうえで、事業主が求める人材の派遣が大きな課題となります。引き続き会員の確保に努めます。

（基本方針）

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。

また、定款及び規程等に沿った適正な公益法人運営にも努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般）

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域づくりに寄与することを目的に、高齢者にふさわしい地域社会の日常生活に密着した仕事を一般家庭、民間事業所、公共団体等から受注し、会員に委任又は請負形式で提供します。

(2) 受託事業（業務委託）

地域貢献や高齢者の就業促進を目的に、宗像市からの赤間駅自転車等駐車場管理事業を、指定管理者として継続的に受託する。

また、市民が安全・安心して利用できるような運営管理を行います。

(3) 独自事業

高齢者の就業機会の拡大を図るため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図ります。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会宗像市実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会宗像市実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、

情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

1 普及啓発事業

就業機会の拡大や会員確保を図るため、ホームページや市広報、コミセン会報紙に掲載するとともに市内事業所、一般家庭にチラシ等を配布します。

また、地域ボランティア活動に会員が積極的に参加することで、センター事業を周知する啓発活動を行います。

2 安全・適正就業推進事業

働くことを通じて健康、生きがい、社会参加を希望する高齢者に就業の機会を提供するシルバー人材センターにおいては、安全な就業は事業運営の基本であり、会員の就業中は全力を挙げて事故防止に努めなければなりません。

このことから、令和2年度安全・適正就業対策実施計画に定める対策を確実に実行することで、事故の抑制を図ります。

3 高齢者相談事業

高齢者の就業等の相談に対応するため、入会を希望する高齢者を対象に入会説明会場にて相談会を毎月6回開催します。また、来訪や電話等の就業相談にも対応することで、就業希望に添えるよう努めます。

4 研修・講習事業

今後、さらに幅広く就業開拓を進めるうえで、多種多様な発注者からの求人に対応するために、会員の技能を向上する必要があります。

このことから接遇研修、技能研修等を通じて就業上必要な知識・技能を習得することで、質の高いサービスを提供します。

（実施計画）

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援。

1 就業機会提供等事業

（1）受託事業（一般）

一般家庭、民間事業所、公共団体等からの業務の受注拡大と、会員の希望、能力等に応じて適切な就業の提供を行ないます。

就業開拓の拡大に伴い、増加する多様な業務に対応する会員の確保も急がれることから、HPでの求人情報の充実、市広報紙への掲載及び会員による

「一人一会員入会」活動を積極的に展開します。

① 令和2年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
650人	60,000人日	90%	271,015千円

② 主な就業分野

除草、草刈、剪定、屋内外の清掃、公共施設等の管理、家事援助サービス、子育て支援、資源リサイクル分別作業、駐輪場管理、農作業、広報紙仕分け・配送など

(2) 受託事業（業務委託）

赤間駅駐輪場等駐車場の指定管理業務で3年目となります。利用料の増加を図るため、100円、500円のサービス券の販路拡大を図ります。

また、次期指定管理の受託に向け業務管理のさらなる向上を図ります。

令和2年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
60人	4,200人日	100%	50,034千円

(3) 独自事業

会員の知識・経験・能力を活かし、地域社会へサービスを提供するため、独自の創意と工夫により次の事業を実施します。

① 実施事業

・パソコン教室事業 ・小物作製事業

② 令和2年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
8人	450人日	100%	908千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において、就職を斡旋する。また、求人・就職の取扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報等の収集、情報交換を行う。

2 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応える

ため、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し、高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約を及び雇用契約について、随時、事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

① 宗像市事務所 令和2年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
120人	11,000人日	100%	36,000千円

② 主な就業分野

小学校、中学校の校内管理業務、商業施設内でのカート整理、商品管理業務、運送施設内での軽作業等

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

1 普及啓発事業

(1) 広報活動の強化

- ① 会報「シルバー宗像」の年2回発行（3月、8月に発行）
- ② ホームページや市、コミセン広報紙、情報誌など各種広告誌の活用
- ③ 会員等によるチラシのポスティング

(2) 社会参加活動

センターの活動を広く市民に周知するための啓発活動や各種ボランティアに積極的に参加し、一般市民と協働する社会参加活動を行う。

- ① 釣川クリーン作戦（10月）
- ② さつき松原再生プロジェクト～枯れ枝拾い（2月）
- ③ さつき松原アダプト・プログラム～さつき松原内の草刈、清掃などの環境美化活動（6月、11月）

2 安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

第二次安全適正就業対策基本計画（計画期間：令和2年度～4年度の3年間）に基づき、令和2年度安全・適正就業実施計画に定める以下の対策項目を実施することで事故の抑制を図ります。

- ① 安全チェックリストや作業別安全就業基準に定める項目の遵守
- ② 安全・適正就業委員会及び事務局による安全パトロールの強化
- ③ 事故の要因分析及び事故防止策の徹底
- ④ 危険予知訓練等、安全講習会の開催

⑤ 会員の健康づくりの増進と定期健康診断の受診の呼びかけ

(2) 適正就業の徹底

シルバーが受注できる就業内容は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」であり、適正就業ガイドラインは会員の働き方に係る重要な指針です。公益法人として法令遵守の立場から、適正な請負就業を行うため、法令に基づく就業規則の遵守を徹底します。

- ① 受注時に請負あるいは派遣事業の区分をチェックして適正に受注する。
- ② 事業所訪問等で週20時間、月10日、月80時間内の就業内容の確認をする。

3 相談事業

(1) 就業相談の実施

会員及び入会を希望する高齢者を対象に、随時、来訪や電話等により就業相談に応じます。

(2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に毎月6回（センター、東郷、河東コミセンの各会場で、月2回実施）の入会説明会を開催します。併せて、職員による個別面談を行い、参加者の具体的な相談に応じます。

開催日時はホームページ、案内チラシ、市広報紙等で広く周知します。

4 研修・講習事業

(1) 会員が業務を遂行するにあたり、就業上必要な技能、知識などを身に付けておくことは必要である。このため、以下の研修、講習会を開催します。

- ・草刈機等安全操作研修会
- ・剪定技能講習会（新人講習を含む。）
- ・資源リサイクル業務研修会
- ・駐車場管理業務研修会
- ・健康講座

(2) 職員の育成

派遣等の事業の拡大に伴い、業務遂行に必要な、知識、技能の習得を図るために、職員育成計画に基づき職員の経験年数と職務に応じた職場内、専門研修を実施します。